条 例

に 埼 公 布 玉 す 企 業 職 員 \mathcal{O} 給 与 \mathcal{O} 種 類 及 び 基 準 に 関 する 条 例 \mathcal{O} 部 を 改 正 する条例

令和四年七月八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第三十六号

六十四号) 玉県企業職員 埼玉県企業職員の給与の \mathcal{O} 部 を次 の給与 0 ように改正する の種類及び基準 種 類 及 び基 に 準 関する条例 に 関 す る 条 (昭 例 和 \mathcal{O} 四十 _ 部 を改正 一年埼玉県条例 する 条 第

号及び次号において」 (以下」 第二条第 七条第 一項 を 号中 「料金 中 「道路 「第二十八条 (同 号 を加える。 以 に 下 お \mathcal{O} 1 \mathcal{O} 五第一 て 下に に改め、 「この号及び第三号 項」 を 「第二十二条 同条第二号中 に \mathcal{O} お 兀 以下」 第 て 項」 の 下 に を 加 に え、 改 8 \mathcal{O}

第十六条中「その者」を「当該職員」に改める。

項 条の 改 8 第二十一条の見出 に改 六第一項若 同 条第一 8 項中 < し中 は第二項」 「第二十八条の 「再任用職員等」 を「第二十二条の四 四第一 項、 を 「定年前再 第二十八]第一項 条 任 又は第二十二条の \mathcal{O} 用 五. 短 第 時 間勤務 _ 項 又 職員等 は 第二十二 五. 八 に

附則に次の見出し及び四項を加える。

(職員の給料に関する特例措置)

- 5 歳に 当 分 達し \mathcal{O} 管 理 間 者が定め た 日後 職員 に **(管** る お 額 け 理 者が とす る最 初 定 8 \mathcal{O} 兀 る職員を除く。 月 _ 日 次 項 に お \mathcal{O} 11 給 料月 T \neg 特 額 定 は 日 当 لح 該 職 11 う。 員 が 六
- 6 て単に \mathcal{O} ほ 員に 地方 か、 は 他 公務員法第二十 管 理者 の職 当 分 が定め \mathcal{O} \sim 間、 の降 任等」 特定日 八条 る額を給料 の二第 以後、 とい . う。 祝四項に کے 前項 して支給する $\overline{}$ 規定す をされ \hat{O} 規定に た る他 飛員 ょ り \mathcal{O} 当 で 職 あ 該 \sim 職 9 \mathcal{O} て、 降任 員 \mathcal{O} 受け 管理者が 等 (次 る給 項 定 に \otimes 月 お る 額 しい
- 定 表 する \mathcal{O} 他 適用 \mathcal{O} す 要が 職員 職 を受け 理 \sim を除 者 あ の降任等をされ る が る職員 定め と認 る 8 ところ であ 6 (附則第五 れ た日 る 9 職員には 7 に の前 ょ 項 ŋ 同 項 0 日 か 規定 \mathcal{O} 同 規定に 5 項 当 分 \mathcal{O} の適用を受け 引き続き第三条第 \mathcal{O} 規 間、 定 よる給料 に 当該 準 じ を支給 る職員 職員 て算 出 \mathcal{O} 受 3 L に 項 た ける給料 れ 限 に る職員 規定す 額 り、 を 前 月 کے 項 額 \mathcal{O} 規 \mathcal{O}
- 8 項 \mathcal{O} 規定によ る給料を支給され る 職 員 以 外 \mathcal{O} 附 則 第五 項 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 適 用 を受

給する 管理者が 必 ける職員であ 要が あると認 定めるところによ つて、 めら 任用 れ る職員には、 の事情を考慮して当該給料を支給される職員との り、 前二項の 当分の間、 規定に準じて算出 当該職員の受け した額を給料として支 る給料月額 のほ か、

附則

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 含む。 員法の 三、第九条の二、 には適用しない。 る場合を含む。) は第二項 (これらの規定を同 埼玉県企業職員の給 一部を改正する法律 又は第七条第一 (これらの 第九条の 第五条第 法 規定を同法附則第九条第三項 ||附則第 与 項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。) \mathcal{O} 種類及 三及び第十七条 (令和三年法律第六十三号) 附則第四条第 一項若 九 条第三項の び基準に しく は第三項、 規定に の規定は、 関する条例 より読み替えて適用する場合を の規定により読み替えて 第六条第一 第五条、 暫定再任用職員 項若し 第六条、 一項若 くは (地方公務 第六 第二項 適用 しく す